大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十号

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）の施行に伴い、同法附則第六条第四項、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第四項並びに第十七条の二第二項及び第三項並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十八条第二項第十三号の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条・第二条）

第二章　経過措置（第三条―第五条）

附則

第一章　関係政令の整備

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正）

第一条　独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表大学の項中「及び」を「又は」に改め、同表高等専門学校の項中「及び公立大学法人」を「又は公立大学法人」に改め、同表専修学校の項中「第八条の二第一項の表」を「第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表」に、「及び」を「又は」に、「同表」を「第八条の二第一項第一号の表及び第二項第一号の表」に改め、同表備考第一号中「（第五号において「特定技術」という。）」を削り、「第六条」の下に「及び第八条の二」を加え、同表備考第四号中「含む（」の下に「第八条の二第一項第一号の表を除き、」を加え、同表備考第六号中「第八条の二第一項」を「第八条の二第一項第一号」に改め、同号を同表備考第五号とし、同表備考第七号中「第八条の二第一項」を「第八条の二第一項第一号」に改め、同号を同表備考第六号とし、同条第三項中「第八条の二第三項」を「次条」に、「月額」を「額」に、「年当たり」を「その年当たり」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

（学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額）

第一条の二　大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者（特定通信教育受講者であるものを除く。）のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金（以下単に「学資支給金」という。）の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「支援法」という。）第八条第一項の規定による授業料の減免（次項において「授業料減免」という。）を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）又は当該控除した額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

一　当該学生又は生徒につき第八条の二第一項から第四項までの規定により算定される学資支給金の額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、当該額を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額））

二　当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号。次項第二号において「支援法施行令」という。）第二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。）（当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額）を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

2　機構は、前条第三項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）となるよう定めなければならない。

一　特定通信教育受講者につき第八条の二第三項及び第四項の規定により算定される学資支給金の額

二　一三〇、〇〇〇円（特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ一三〇、〇〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額））

第八条の二を次のように改める。

（学資支給金の額）

第八条の二　学資支給金の月額は、学資支給金を受ける者（以下「支給対象者」という。）に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一　一〇〇円未満　次の表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

区分			月額
大学	地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学	自宅通学のとき	二九、二〇〇円
		自宅外通学のとき	六六、七〇〇円
	私立の大学	自宅通学のとき	三八、三〇〇円
		自宅外通学のとき	七五、八〇〇円
高等専門学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。以下この条において同じ。）	自宅通学のとき	一七、五〇〇円
		自宅外通学のとき	三四、二〇〇円
私立の高等専門学校		自宅通学のとき	二六、七〇〇円
		自宅外通学のとき	四三、三〇〇円